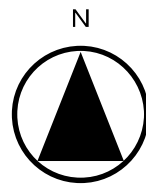
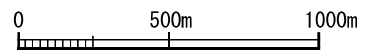


凡例

- 対象事業実施区域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域



1:25,000



出典：「福岡都市計画総括図」（平成24年5月 福岡市）

図 2.2-3 都市計画区域図

## ウ. 主要な事業計画の状況

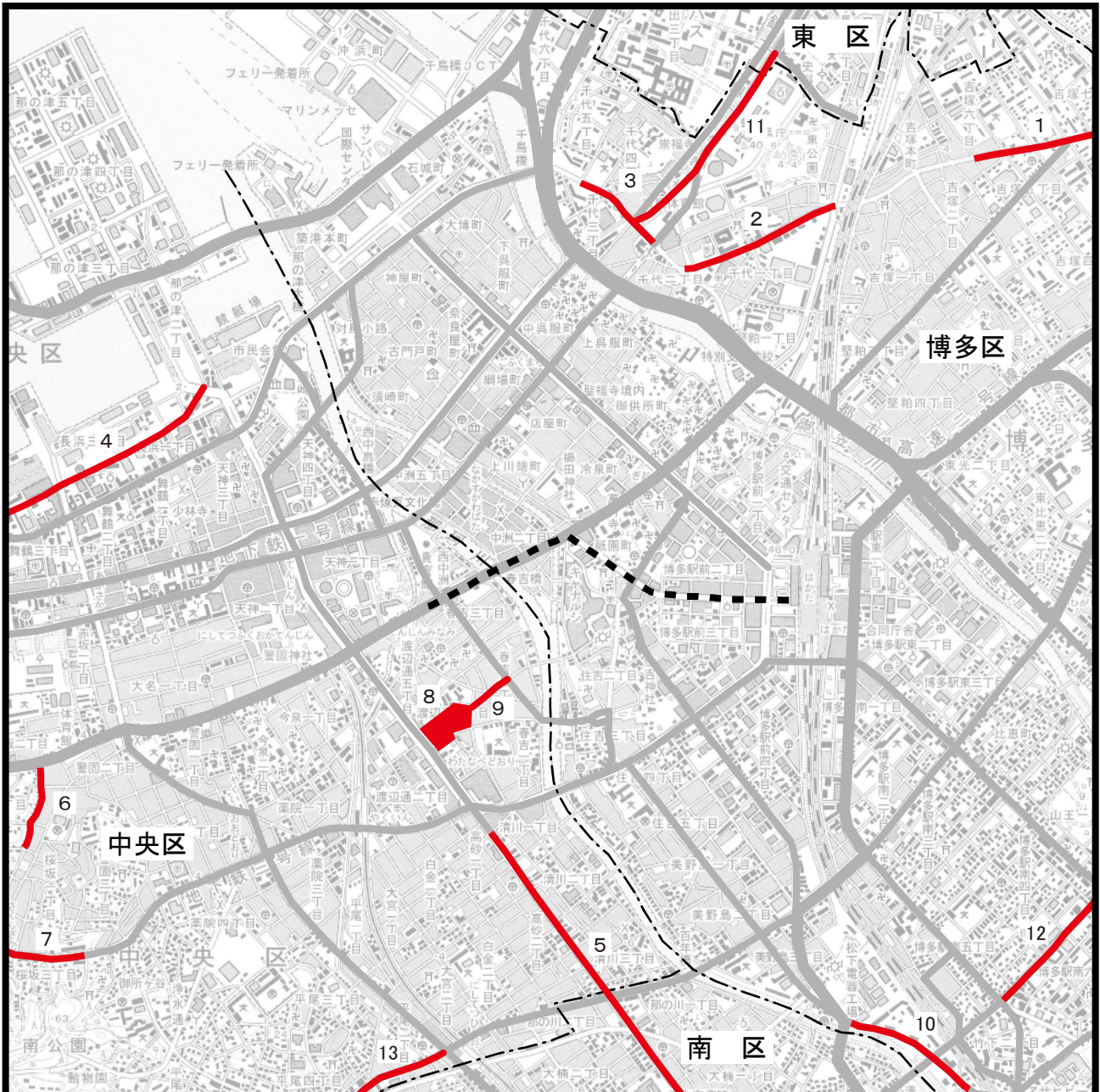
対象事業実施区域及びその周辺で行われている主要な事業計画の状況は、表 2.2-10 及び図 2.2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺では、平成 20～23 年度において、13 の事業が実施又は調査着手となっています。

表 2.2-10 周辺で行われている主要な事業（平成 20～23 年度）

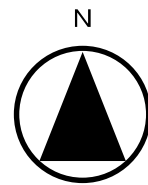
番号	事業名称	所在
1	都市計画道路千代粕屋線（堅田橋工区）	博多区吉塚外
2	都市計画道路千代粕屋線（千代工区）	博多区千代外
3	都市計画道路博多箱崎線外 1 線	博多区千代外
4	都市計画道路長浜臨港線	中央区長浜外
5	都市計画道路福岡筑紫野線	中央区清川外
6	都市計画道路桜坂桧原線外 1 線	中央区赤坂外
7	都市計画道路博多駅六本松線	中央区桜坂外
8	渡辺通駅北土地区画整理事業	中央区渡辺通
9	都市計画道路渡辺通春吉線	中央区春吉外
10	都市計画道路美野島塩原線	博多区美野島外
11	都市計画道路博多箱崎線	博多区千代外
12	市道上牟田清水 2 号線	博多区博多駅南外
13	県道桧原比恵線	中央区平尾外

出典：「福岡市道路整備アクションプラン2011」（平成20年12月、福岡市）

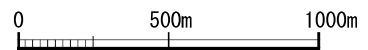


凡例

- 対象事業実施区域
- 主要な事業箇所



1 : 25,000



出典：「福岡市道路整備アクションプラン 2011」  
(平成 20 年 10 月 福岡市)

図 2.2-4 主要な事業の状況

## エ. 河川、湖沼等及び地下水の利用状況

## (ア) 河川の利用

対象事業実施区域にある那珂川は、上流に番托・塩原取水場（南区塩原）があり水道水源となっています。

## (イ) 地下水の利用

対象事業実施区域及びその周辺では、表 2.1-31（p. 48～p. 49 参照）に示すとおり 36 ヶ所で水質調査が行われており、家庭用雑用、営業用雑用などとして使用されています。

また、事業対象実施区域及びその周辺の温泉利用許可施設の状況は表 2.2-11 に示すとおりです。

表 2.2-11 温泉利用許可施設

温泉施設名称	飲用/浴用	所在地
榎田神社	飲用	福岡市博多区上川端町 12 番
みなと温泉 波葉の湯	浴用	福岡市博多区築港本町 13 番 1 号
ドリーイン PREMIUM 博多・キャナルシティ前	浴用	福岡市博多区祇園町 9 番 1 号
ルートイン博多駅前 博多温泉 旅人の湯	浴用	福岡市博多区博多駅前一丁目 8 番地
株式会社八百治博多ホテル	浴用	福岡市博多区博多駅前四丁目 9
ドリーイン博多祇園	浴用	福岡市博多区冷泉町 1 番 12 号
福岡ベイホテル	浴用	福岡市中央区那の津四丁目 4 番 11 号
天然温泉 天神ゆの華	浴用	福岡市中央区長浜一丁目 4 番 55 号
クィーンズロハス	浴用	福岡市中央区平尾四丁目 13 番 12 号
まいづるディサービス	浴用	福岡市中央区舞鶴一丁目 6 番 1 号

出典：福岡市資料（平成 24 年 3 月末現在）

## 2.2.3 社会資本整備

## (1) 交通の状況

## ア. 交通量等の状況

対象事業実施区域及びその周辺における平成 22 年度の交通量の調査結果は表 2.2-12 に、調査地点は図 2.2-5 に示すとおりです。

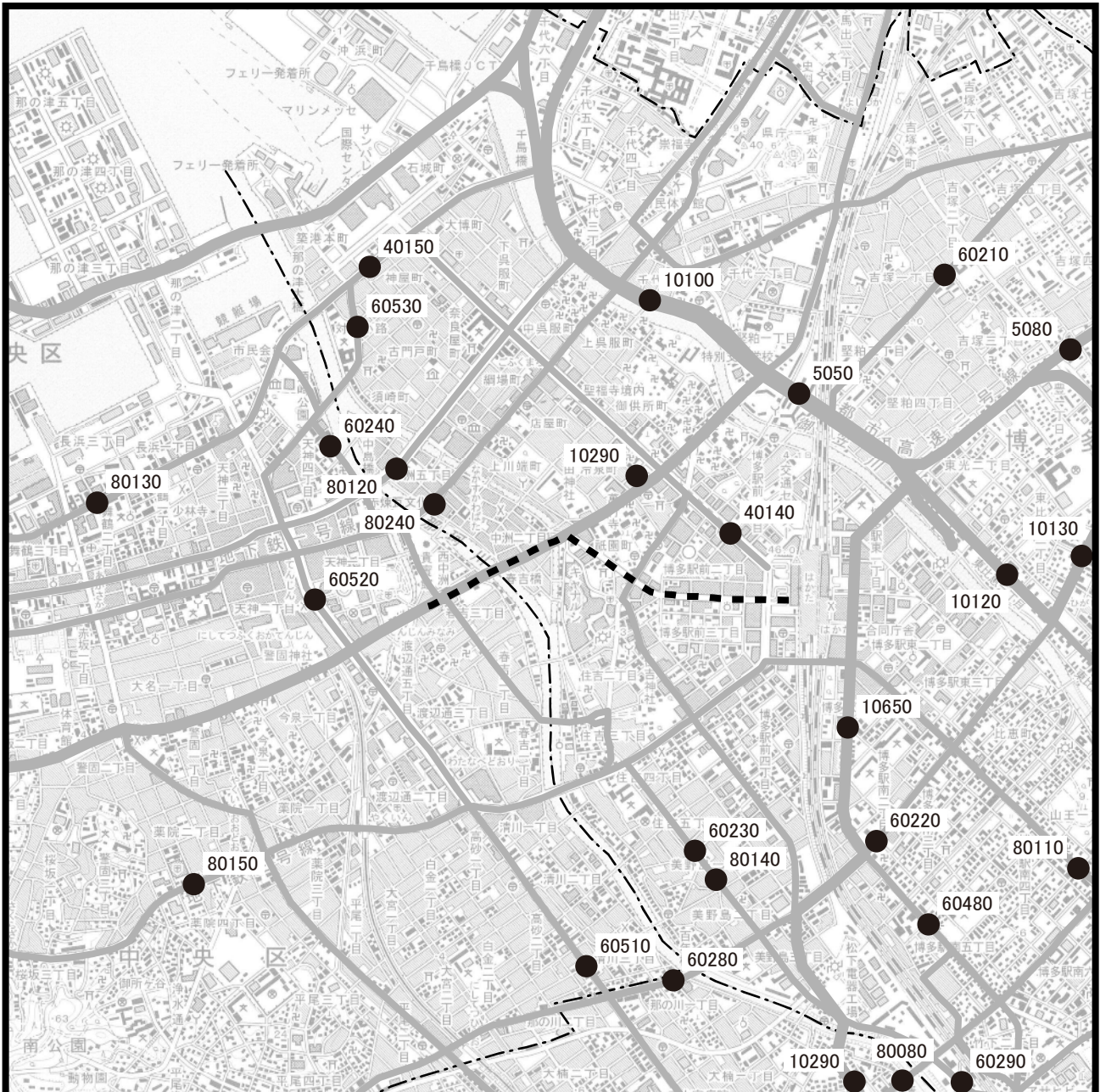
対象事業実施区域及びその周辺では、26 箇所で交通量が測定されており、一般道における平日 24 時間交通量が最も多い区間は「80120 博多姪浜線」の 45,751 台/日になります。

表 2.2-12 主要な道路の交通量（平成 22 年度）

区間番号	路線番号	路線名	調査地点	自動車類交通量		平日昼夜率 (%)	12時間 混入率 大型車 (%)
				平日			
				12時間 (台)	24時間 (台)		
5050	2	福岡高速 2 号線	博多区堅粕 2	63,090	76,926	1.22	13.4
5080	3	福岡高速 3 号線	博多区豊 2	4,133	5,115	1.24	15.1
10100	3	一般国道 3 号	博多区千代 2	32,551	45,571	1.40	11.5
10120	3	一般国道 3 号	博多区東比恵 1	24,051	33,671	1.40	10.9
10130	3	一般国道 3 号	博多区東比恵 2	28,700	40,207	1.40	6.8
10290	202	一般国道 202 号	博多区中洲 1	22,421	32,062	1.43	8.4
10650	385	一般国道 385 号	博多区博多駅南 1	11,271	14,878	1.32	4.0
40140	43	博多停車場線	博多区博多駅前 2	27,721	36,592	1.32	15.5
40150	44	博多港線	博多区神屋町	16,079	21,224	1.32	10.8
60210	552	馬出上南町線		4,965	6,554	1.32	7.7
60220	553	東光寺竹下春吉線	博多区美野島 4	5,638	7,442	1.32	4.3
60230	553	東光寺竹下春吉線	博多区美野島 2	3,030	4,000	1.32	2.6
60240	554	須崎天神線		4,965	6,554	1.32	7.7
60280	555	檜原比恵線	南区那の川 1	25,965	34,274	1.32	4.8
60290	555	檜原比恵線	博多区博多駅南 3	26,052	34,389	1.32	6.9
60480	575	山田中原福岡線	博多区博多駅南 5	12,358	16,313	1.32	7.9
60510	602	後野福岡線	中央区清川 3	19,619	25,897	1.32	8.2
60520	602	後野福岡線	中央区天神 1	27,042	35,695	1.32	14.9
60530	602	後野福岡線	博多区対馬小路	9,739	12,855	1.32	9.9
80080	3006	上牟田清水 3 号線	南区清水 2	25,116	33,153	1.32	0.9
80110	3009	博多駅春日原 2 号線	博多区博多駅南 4	23,217	30,646	1.32	5.4
80120	3010	博多姪浜線	博多区中洲 5	34,660	45,751	1.32	12.2
80130	3011	千鳥橋唐人町線	中央区長浜 1	29,144	38,470	1.32	12.0
80140	3012	御供所井尻 3 号線	博多区美野島 1	14,098	18,609	1.32	7.0
80150	3013	博多駅草香江線	中央区薬院 2	22,812	30,112	1.32	6.9
80240	3022	千代今宿線	博多区中洲 4	20,376	26,896	1.32	11.1

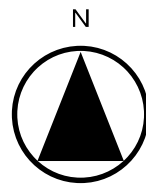
注) 斜体は、推計値を示している。

出典：「平成22年度 道路交通センサス」（平成23年9月、国土交通省）

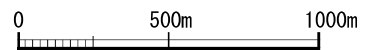


凡例

- 計画路線
- 交通量調査地点



1 : 25,000



出典：「平成 22 年度 道路交通センサス」（平成 23 年 9 月 国土交通省）

図 2.2-5 主要な道路の交通量調査地点

## イ. 鉄道の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な鉄道としては、地下鉄七隈線、地下鉄空港線、地下鉄箱崎線、西鉄天神大牟田線及び JR 鹿児島本線があります。

対象事業実施区域及びその周囲における各駅の乗車人員数は、表 2.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の始点である七隈線天神南駅は 1 日平均乗車人員が 1 万人を超えています。

表 2.2-13 (1) 駅別乗車人員数 (七隈線・空港線・箱崎線)

鉄道名	駅名	1日平均乗車人員数 (人/日)				
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
七隈線	天神南	16,698	17,527	18,233	18,846	19,503
	渡辺通	1,852	1,937	2,003	2,066	2,140
	薬院	6,661	7,063	6,770	7,068	7,427
	薬院大通	1,898	1,998	2,059	2,106	2,206
空港線	東比恵	7,316	7,629	8,177	8,267	8,647
	博多	54,957	54,942	52,731	55,301	61,496
	祇園	5,496	5,611	5,528	5,505	5,511
	中洲川端	9,810	10,381	10,272	10,442	10,934
	天神	64,262	64,967	62,969	65,066	66,331
	赤坂	12,270	12,669	12,241	12,421	12,773
箱崎線	中洲川端	1,230	1,368	1,404	1,443	10,934
	呉服町	2,506	2,498	2,542	2,579	2,644
	千代県庁口	3,032	3,187	3,206	3,361	3,483

出典：「福岡市交通局資料」(平成24年5月、福岡市)

表 2.2-13 (2) 駅別乗車人員数 (西鉄天神大牟田線)

駅名	1日乗車人員数 (人/日)				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福岡(天神)	69,625	68,992	66,704	66,411	62,523
薬院	17,477	17,537	17,482	17,701	16,660
平尾	6,044	6,000	5,707	5,663	5,337

出典：「福岡市統計書(年報)平成23年(2011年)版」(平成24年3月、福岡市)

「ふくおかの統計(2012 5月号)」(平成24年5月、福岡市)

表 2.2-13 (3) 駅別乗車人員数 (JR 鹿児島本線)

駅名	1日平均乗車人員数 (人/日)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
吉塚	9,587	9,800	10,234	10,698
博多	98,923	98,353	96,518	98,580

出典：「福岡市統計書(年報)平成23年(2011年)版」(平成24年3月、福岡市)

「ふくおかの統計(2012 5月号)」(平成24年5月、福岡市)

## (2) 学校、病院、施設等の配置状況

## ア. 学校

対象事業実施区域及びその周辺における学校施設の配置状況は表 2. 2-14 及び図 2. 2-6 に示すとおりです。

表 2. 2-14 (1) 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（学校：その 1）

地点番号	種 別		施設名
1	幼稚園	市立	赤坂幼稚園
2	幼稚園	私立	山王幼稚園
3	幼稚園	私立	サルナート幼稚園
4	幼稚園	私立	奈良屋幼稚園
5	幼稚園	私立	吉塚ゆりの樹幼稚園
6	幼稚園	私立	玉水幼稚園
7	幼稚園	私立	春吉幼稚園
8	幼稚園	私立	しろがね幼稚園
9	幼稚園	私立	円龍幼稚園
10	幼稚園	私立	筑紫女学園大学短期大学部附属幼稚園
11	幼稚園	私立	けご幼稚園
12	幼稚園	私立	福岡雙葉小学校附属幼稚園
13	幼稚園	私立	わかば幼稚園
14	幼稚園	私立	カトリック聖クララ幼稚園
15	小学校	市立	馬出小学校
16	小学校	市立	住吉小学校
17	小学校	市立	堅粕小学校
18	小学校	市立	千代小学校
19	小学校	市立	吉塚小学校
20	小学校	市立	東住吉小学校
21	小学校	市立	春住小学校
22	小学校	市立	東光小学校
23	小学校	市立	東吉塚小学校
24	小学校	市立	美野島小学校
25	小学校	市立	博多小学校
26	小学校	市立	大名小学校
27	小学校	市立	警固小学校
28	小学校	市立	春吉小学校
29	小学校	市立	平尾小学校
30	小学校	市立	高宮小学校
31	小学校	市立	赤坂小学校
32	小学校	市立	舞鶴小学校
33	小学校	私立	福岡雙葉小学校

出典：「平成23年度 教育便覧」（福岡県ホームページ）  
「23年度 私立幼稚園名簿」（福岡県ホームページ）  
「福岡市立学校一覧」（福岡市ホームページ）



表 2.2-14 (2) 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（学校：その2）

地点番号	種 別		施設名
34	中学校	市立	千代中学校
35	中学校	市立	東光中学校
36	中学校	市立	東住吉中学校
37	中学校	市立	吉塚中学校
38	中学校	市立	博多中学校
39	中学校	市立	警固中学校
40	中学校	私立	筑紫女学園中学校
41	中学校	私立	福岡雙葉中学校
42	中学校	私立	博多女子中学校
43	中学校	私立	沖学園中学校
44	中学校	私立	東福岡自彊館中学校
45	高等学校	県立	博多青松高等学校
46	高等学校	県立	福岡高等学校
47	高等学校	県立	福岡中央高等学校
48	高等学校	私立	筑紫女学園高等学校
49	高等学校	私立	福岡雙葉高等学校
50	高等学校	私立	精華女子高等学校
51	高等学校	私立	東福岡高等学校
52	高等学校	私立	博多女子高等学校
53	高等学校	私立	沖学園高等学校
54	大学	国立	九州大学 医学部
55	大学	私立	国際医療福祉大学 福岡看護学部
56	大学	国設	放送大学福岡学習センター
57	特別支援学校	市立	博多高等学園

出典：「平成23年度 教育便覧」（福岡県ホームページ）  
「23年度 私立幼稚園名簿」（福岡県ホームページ）  
「福岡市立学校一覧」（福岡市ホームページ）

## イ. 病院

対象事業実施区域及びその周辺における病院施設の配置状況は表 2. 2-15 及び図 2. 2-6 に示すとおりです。

表 2. 2-15 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（病院）

地点番号	施設名
1	けご病院
2	堤病院
3	秋本病院
4	福岡県済生会 福岡総合病院
5	溝口外科整形外科病院
6	医療法人社団 広仁会広瀬病院
7	医療法人 佐田厚生会佐田病院
8	国家公務員共済組合連合会 浜の町病院
9	及川病院
10	薬院ひ尿器科病院
11	福岡通信病院
12	井樋病院
13	福岡城南病院
14	吉塚林病院
15	福岡市民病院
16	石原内科循環器科病院
17	医療法人 敬仁会友愛病院
18	医療法人 博腎会博腎会病院
19	成田整形外科病院
20	医療法人 松井医仁会大島眼科病院
21	医療法人 誠十字病院
22	社会医療法人社団 至誠会木村病院
23	千鳥橋病院
24	古森病院
25	医療法人 原三信病院
26	林眼科病院
27	医療法人 小野病院
28	九州大学病院
29	福岡赤十字病院

出典：「福岡県病院名簿」（福岡県ホームページ）

## ウ. 保健福祉施設

対象事業実施区域及びその周辺における保健福祉施設の配置状況は表 2.2-16 及び図 2.2-6 に示すとおりです。

表 2.2-16 対象事業実施区域及びその周辺における施設一覧（保健福祉）

地点番号	種別	施設名
1	保育所（園）	千代保育所
2	保育所（園）	松月保育園
3	保育所（園）	花ぞの保育園
4	保育所（園）	光應寺保育園
5	保育所（園）	ナーランダ保育園
6	保育所（園）	堅粕保育園
7	保育所（園）	吉塚カトリック保育園
8	保育所（園）	みなと保育園
9	保育所（園）	光薫寺保育園
10	保育所（園）	どろんこ保育園
11	保育所（園）	第2どろんこ夜間保育園
12	保育所（園）	福岡リズム保育園
13	保育所（園）	月のうさぎ保育園
14	保育所（園）	東住吉保育園
15	保育所（園）	清水保育園
16	保育所（園）	恵愛ソレイユ保育園
17	保育所（園）	平尾保育園
18	保育所（園）	新星保育園
19	保育所（園）	中央保育園
20	保育所（園）	のぞみ保育園
21	保育所（園）	舞鶴保育園
22	保育所（園）	桜坂保育園
23	保育所（園）	ひかり保育園分園ひかりのこ保育園
24	老人ホーム等	博多さくら園
25	老人ホーム等	シティケア博多
26	老人ホーム等	ビハーラ今泉
27	老人ホーム等	第一シルバーホーム百年橋
28	老人ホーム等	ネオステージ博多
29	老人ホーム等	グッドタイムホーム5・山王公園
30	老人ホーム等	あすか吉塚
31	老人ホーム等	アビタシオン浄水
32	老人ホーム等	フェリオ天神
33	老人ホーム等	オーベル平尾
34	老人ホーム等	グッドタイムホーム3・薬院
35	老人ホーム等	アシストリビング愛・あい
36	老人ホーム等	あっとほ一む平尾
37	老人ホーム等	グランガーデン福岡浄水
38	老人ホーム等	介護老人保健施設 光
39	老人ホーム等	介護老人保健施設 友愛苑

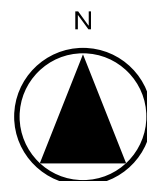
出典：「福岡市保育所（保育園）一覧」（福岡市ホームページ）  
「高齢者保健福祉施設一覧」（福岡市ホームページ）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 学 校
- ▽ 病 院
- ◇ 福祉施設

出典：「平成 23 年度 教育便覧」(福岡県ホームページ)  
 「23 年度 私立幼稚園名簿」(福岡県ホームページ)  
 「福岡市立学校一覧」(福岡市ホームページ)  
 「福岡県病院名簿」(福岡県ホームページ)  
 「福岡市保育所(保育園)一覧」(福岡市ホームページ)  
 「高齢者保健福祉施設一覧」(福岡市ホームページ)



1 : 25,000



図 2.2-6 対象事業実施区域及びその周囲における施設の位置図

## (3) 下水道、廃棄物の処理の状況

## ア. 下水道の整備状況

平成 19 年度から平成 21 年度の下水道の整備状況は、表 2.2-17 に示すとおりであり、福岡市内はほぼ 100%に近い普及率となっています。

表 2.2-17 下水道整備状況（平成 19～21 年度）

市町村名	平成 19 年度				平成 20 年度				平成 21 年度			
	行政人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	行政人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	普及率 (%)	行政人口 (千人)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	普及率 (%)
	①		②	(②/①)	①		②	(②/①)	①		②	(②/①)
福岡市	1,375.3	16,596	1,367.8	99.5	1,384.8	16,599	1,377.5	99.5	1,396.8	16,602	1,389.7	99.5

出典：「ふくおかデータウェブ」（福岡県企画・地域振興部調査統計課ホームページ）

## イ. 廃棄物の処理状況

## (7) ごみ処理量

福岡市の平成20年度から平成22年度のごみ処理の状況は、表2.2-18に示すとおりです。

この3年間で処理総量は約5万トン/年、収集搬入総量は約4万トン/年減少しており、残渣量（埋立）や、焼却総量も減少しています。

表 2.2-18 ごみ処理量の状況（平成20～22年度）

年 度	処理総量 (t/年)	収集搬入総量 (t/年)	資源化総量 (t/年)	残渣量（埋立） (t/年)	焼却総量 (t/年)
平成20年度	804,960	719,815	18,604	119,029	667,327
平成21年度	775,171	695,139	18,447	117,827	638,897
平成22年度	751,358	675,118	16,541	108,031	626,786

出典：「ふくおかの環境・廃棄物データ集」（平成23年度版 福岡市）

## (4) 区分別ごみの状況

福岡市の平成20年度から平成22年度のごみの収集搬入総量のごみ区分別の状況は、表2.2-19に示すとおりです。

一般廃棄物は、家庭系ごみ、事業系ごみは減少しており、公共系ごみは平成20年度から平成21年度にかけて少し増加しましたが、平成21年度から平成22年度にかけて減少しています。

表 2.2-19 収集搬入総量のごみ区分別処理量の状況（平成20～22年度）

年 度	総人口 (人)	一般廃棄物				産業 廃棄物 (自己搬入量) (t/年)	市外 搬入量 (t/年)
		家庭系 ごみ (t/年)	事業系 ごみ (t/年)	公共系 ごみ (t/年)	1日1人 あたりの 排出量 (g)		
平成20年度	1,437,718	296,691 (51.0%)	279,475 (48.1%)	5,419 (0.9%)	565	42,116	96,114
平成21年度	1,450,838	293,493 (52.0%)	265,637 (47.0%)	5,463 (1.0%)	554	37,415	93,131
平成22年度	1,463,826	290,442 (53.1%)	251,161 (46.0%)	4,781 (0.9%)	544	36,020	92,714

出典：「ふくおかの環境・廃棄物データ集」（平成23年度版 福岡市）

## (4) 文化財の状況

## ア. 指定文化財

対象事業実施区域及びその周辺における史跡、名勝、天然記念物、有形文化財（建造物）及び無形民俗文化財の指定状況は表 2.2-20 に、その位置は図 2.2-7 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺には名勝の指定はありません。

表 2.2-20 史跡、名勝、天然記念物等の指定状況

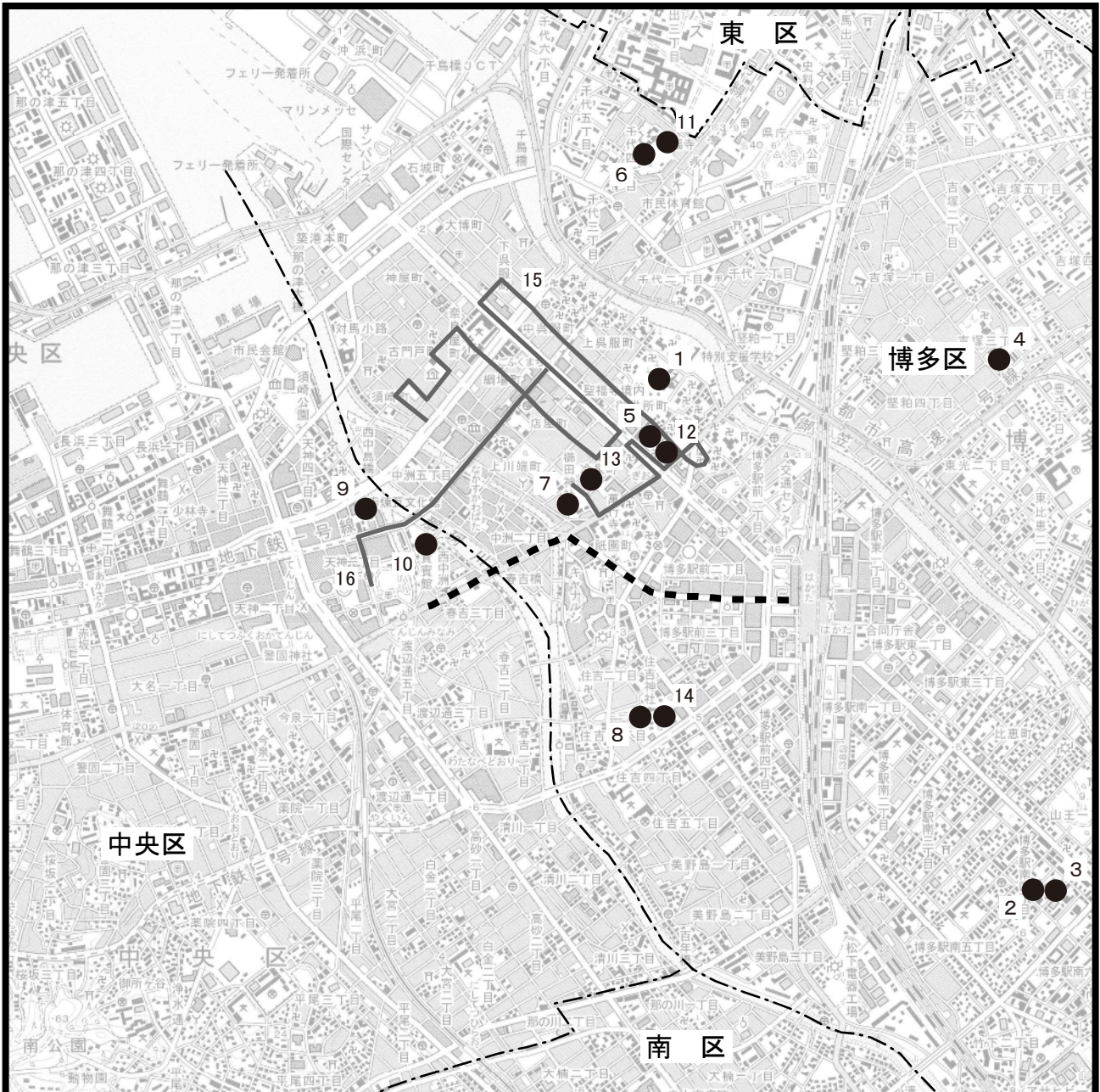
図中 番号	分野	指定 区分	名称	所在地（コース）
1	史跡	国	聖福寺境内	博多区御供所町 6-1
2			比恵遺跡	博多区博多駅南 5-71-14、72、87-2、88-2
3		県	比恵環溝住居遺跡	博多区博多駅南 4-5170-1 外
4		市	東光院境内	東区吉塚 3-20-37
5			福岡藩主黒田家墓所	博多区御供所町 2-4
6			福岡藩主黒田家墓所	博多区千代 4-390
7	天然記念物	県	櫛田の銀杏	博多区上川端町 1-41
8	有形文化財 (建造物)	国	住吉神社本殿	博多区住吉 3-1-51
9			旧 日本生命株式会社九州支店	中央区天神 1-15-30
10			旧 福岡県公会堂貴賓館	中央区西中洲 6-29
11		県	崇福寺唐門・崇福寺山門	博多区千代 4-7-79
12		市	東長寺六角堂	博多区御供所町 2-4
13			旧 三浦家住宅	博多区冷泉町 6-10
14			住吉神社能楽殿	博多区住吉 3-1-51
15	無形民俗 文化財	国	博多祇園山笠	追い山・追い山ならしのコース
16				集団山見せのコース

出典：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年2月、福岡市）  
「福岡・博多の観光案内サイト よかなびweb」

## イ. 埋蔵文化財

対象事業実施区域及びその周辺には、文化財保護法に指定された埋蔵文化財は存在していません。

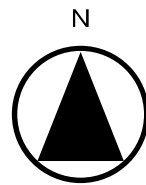
なお、対象事業実施区域に、玄界灘に面する博多湾岸の砂丘上に位置する博多遺跡群が存在しています。



凡例

- 対象事業実施区域
- 指定文化財 (史跡、天然記念物、有形文化財)
- 指定文化財 (無形民族文化財)

出典：「福岡市環境配慮指針 (改訂版)」(平成 19 年 2 月 福岡市)  
「福岡・博多の観光案内サイト よかなび web」



1 : 25,000

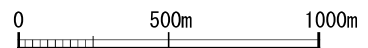


図 2.2-7 指定文化財の位置図



## 2.2.4 環境保全上の指定・規制の状況

## (1) 環境保全を目的とする法令等により指定された地域及び基準の状況

## ア. 環境基本法に基づく環境基準の状況

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）第16条第1項の規定に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として以下のとおり定めています。

## (7) 大気の汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく大気の汚染に係る環境基準は表2.2-21に示すとおりです。

なお、環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されません。

表 2.2-21 大気の汚染に係る環境基準

- A「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号 最終改正 平成8年10月25日 環告73）  
 B「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号 最終改正 平成8年10月25日 環告74）  
 C「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号 最終改正 平成13年4月20日 環告30）  
 D「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

物質	環境上の条件	根拠
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	A
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	B
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	C
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	D
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	

- 備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。  
 3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により、生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
 4. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。  
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(イ) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号）に基づく騒音に係る環境基準は表2.2-22に、福岡県における騒音に係る環境基準の類型指定の状況は、表2.2-23及び図2.2-8に示すとおりです。

対象事業実施区域は幹線交通を担う道路に近接することから、環境基準は昼間70dB以下、夜間65dB以下となります。

表 2.2-22 騒音に係る環境基準

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号 最終改正 平成17年5月26日 環告45）

地域の類型		時間の区分	
		昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～6 時)
道路に面する地域以外の地域	AA	50dB 以下	40dB 以下
	A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
	C	60dB 以下	50dB 以下

- 備考) 1. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。  
 2. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。  
 3. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。  
 4. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。  
 5. 基準値は等価騒音レベルである。

地域の区分		時間の区分	
		昼 間 (6～22 時)	夜 間 (22～6 時)
道路に面する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

- 備考) 1. 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
 2. 道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表に掲げるとおりとする。  
 3. 基準値は等価騒音レベルである。

幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例	昼間 (6～22 時)	夜間 (22～6 時)
		70dB 以下

- 備考) 1. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道、県道、4 車線以上の市道をいう。  
 2. 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2 車線以下の道路では道路端から 15m の範囲、2 車線を超える道路では、道路端から 20m の範囲をいう。  
 3. 個別の住居等においては、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が含まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間は 45dB、夜間は 40dB 以下）によることができる。  
 4. 基準値は等価騒音レベルである。

表 2.2-23 地域類型のあてはめ

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定」（平成11年3月31日 福岡県告示第633号 最終改正 平成13年3月30日 福岡県告示第575号）

地域の類型	該当地域
AA	当該地域なし
A	騒音規制法の規定に基づき知事等が指定する地域（指定地域）のうち、知事等が定める時間及び区域の区分ごとの規制基準（規制基準）により第1種区域に区分された地域
B	指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域
C	指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域
除 外	工業専用地域、臨港地区、福岡空港



凡 例

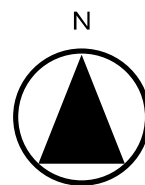
----- 対象事業実施区域

A 類型

B 類型

C 類型

出典：「騒音規制法及び振動規制法に係る指定地域図」  
(平成 24 年 5 月 福岡市)



1 : 25,000



図 2.2-8 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

## (㊦) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日 法律第91号 最終改正 平成23年12月14日 法律第122号)に基づく水質汚濁に係る環境基準について、すべての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」は表2.2-24に、水域ごとに類型が指定されている「生活環境の保全に関する環境基準」は表2.2-25に、類型指定の状況は図2.2-9に示すとおりです。

対象事業実施区域にかかる那珂川は、C類型に指定されています。

表2.2-24 人の健康の保護に関する環境基準

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号 最終改正 平成24年5月23日 環告84号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。  
 2. 「検出されないこと」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」の測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。  
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 2.2-25 (1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く。））

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号  
最終改正 平成 24 年 5 月 23 日 環告 84 号）

河川（湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 利用目的の適用性の分類は以下による。

- 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
- 3) 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性の水産生物用及び水産 3 級の水産生物  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等の高度な浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

河川（湖沼を除く。）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 垂 鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場等として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場等として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 2.2-25 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号  
最終改正 平成 24 年 5 月 23 日 環告 84 号）

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されないこと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。  
 2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。  
 3. 利用目的の適用性の分類は以下による。  
 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物及び水産 2 級の水産生物用  
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全 磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。  
 2. 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。  
 3. 利用目的の適用性の分類は以下による。  
 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2) 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される  
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3) 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全 亜 鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特 A	水生生物の生息する水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下